

一般社団法人 日本超音波検査学会 休会および復会に関する規程

平成 26 年 6 月 26 日 理事会承認 (制定)

平成 27 年 2 月 7 日 理事会承認 (改定)

平成 28 年 3 月 12 日 理事会承認 (改定)

第 1 条 (目的)

一般社団法人日本超音波検査学会会員の休会および復会は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第 2 条 (休会の対象)

下記の理由により会員の義務を遂行できない場合は、年度単位で休会を申請することができる。

- (1) 海外留学および転勤等の長期海外渡航 (同伴を含む)
- (2) 長期の病気療養
- (3) 出産および育児
- (4) 介護

第 3 条 (休会の申請)

- (1) 休会申請は、別に定める「休会申請書」に休会理由を証明する次項の書類を添えて当学会事務局に簡易書留郵便にて提出すること (FAX およびメール添付による提出は受け付けない)。
 - ・海外留学や長期海外渡航の場合：海外渡航理由が証明できる書簡等の写し
 - ・長期の病気療養の場合：医師の診断書
 - ・出産および育児の場合：出産予定・出産を証明する母子手帳の写し
 - ・介護の場合：要介護状態を証明する書類の写し
- (2) 申請日を遡っての休会はできない。
- (3) 休会申請は、申請時年度の年会費完納をもって受け付ける。
- (4) 出産および育児のための申請休会期間は、最長で子供が満 3 歳に達する年度までを限度とする。ただし、1 回の出産およびその育児のために通算で 3 ヶ年度を超えて休会することはできない。
- (5) 休会承認後に休会期間や休会事由に変更が生じた場合には速やかに変更手続きを行わなければならない。
- (6) 休会期間の延長が生じた場合は、休会期間終了 1 ヶ月前までに上記 (1) に準じ再度「休会申請書」と証明書を提出しなければならない。

第 4 条 (休会の承認)

休会の承認は、理事長から通達する。

第 5 条 (休会時の措置)

- (1) 会員としての権利を停止する。
- (2) 年会費を免除する。
- (3) 機関誌の送付を停止する。
- (4) 会員番号 (ID) は維持されるが、パスワードは無効とする。

第 6 条 (復会)

休会期間の終了をもって復会とする。

第 7 条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

休会にともなう認定超音波検査士の資格更新猶予申請または資格更新保留申請は、一般社団法人日本超音波医学会に問い合わせのうえ、各自の責任で行うこととする。

附則

平成 27 年 2 月 7 日の理事会承認にて改定された内容は，改正以後の申請に対して適応とする．

附則

平成 28 年 3 月 12 日の理事会承認にて改定された内容は，改正以前の申請に対しても適応とする．